

岡山県立大学学術情報リポジトリ運用指針

(平成 26 年 7 月 10 日)

改正 平成 27 年 3 月 20 日 平成 28 年 1 月 15 日

令和 4 年 2 月 21 日

(趣旨)

第 1 条 岡山県立大学（以下「本学」という。）において作成された教育・研究活動の成果物（以下「教育・研究成果物」という。）を収集し、電子的形態での登録と恒久的保存を進め、学内外への無償公開を通して教育・研究活動の発展に寄与するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たすために、岡山県立大学学術情報リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）を置くこととし、この指針により、リポジトリの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理運用)

第 2 条 リポジトリの管理運用は、岡山県立大学附属図書館において行う。

2 リポジトリの管理運用に関する事項を協議するため、リポジトリ管理運用協議会（以下「協議会」という。）を置く。

3 協議会は、附属図書館長、保健福祉学部長、情報工学部長、デザイン学部長及び共通教育部長（以下「構成員」という。）で構成し、構成員から要請があったときに開催するものとする。

(登録者)

第 3 条 リポジトリに登録できる者（以下「登録者」という。）は、次のとおりとする。

(1) 本学に在籍し、又は在籍したことのある教職員及び学生

(2) その他学長が特に認めた者

(登録対象)

第 4 条 登録対象となる教育・研究成果物は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 学術的価値を有するものであり、かつ、次のいずれかに該当するものであること。

① 学術論文

② 博士学位論文

③ 図書

④ 前三号に掲げるもののほか、公開可能な教育・研究成果物

⑤ その他学長が特に認めたもの

(2) その主要な部分が、登録者が作成に関わったもの又は本学において作成されたものであること。

(3) 法令上及び社会通念上の問題が生じないものであること。

(登録)

第5条 登録者は、教育・研究成果物をリポジトリに登録しネットワークを通じて公開しようとするときは、別紙岡山県立大学学術情報リポジトリ登録申請書を関係学部長又は共通教育部長を経由して附属図書館長に提出しなければならない。

2 関係学部長又は共通教育部長は、前項に基づき登録申請書が提出された場合は、当該登録申請に係る教育・研究成果物が前条に掲げる要件を全て満たしていることを確認して、附属図書館長に当該登録申請書を提出するものとする。

3 附属図書館長は、第1項に基づき登録申請された教育・研究成果物が前条に掲げる要件を全て満たしている場合は、当該教育・研究成果物をリポジトリに登録するものとする。

4 構成員から要請があったときは、第1項の規定による登録申請について、協議会で協議を行うものとする。

5 前項による協議が行われた場合、附属図書館長は、協議の結果を尊重して、第3項の規定による登録を行うものとする。

(著作権の帰属)

第6条 教育・研究成果物の著作権は、当該教育・研究成果物がリポジトリに登録された後も著作権者の元に留保される。

(著作権に関わる利用許諾)

第7条 共著者その他の登録者以外の著作権者がある教育・研究成果物を登録する場合は、登録者はあらかじめ著作権者の許諾を得ておかななければならない。

(教育・研究成果物の取扱い)

第8条 附属図書館長は、リポジトリに登録する教育・研究成果物を次のとおり取り扱うものとし、登録者はこのことを許諾する。

(1) 当該教育・研究成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納する。

(2) サーバに格納した複製物を、ネットワークを通じて不特定多数に無償で公開する。

(3) 保存や利用提供維持に必要な複製・媒体変換を行う。

(4) リポジトリに登録した抄録を、不特定多数に無償で自由に利用させる。

(教育・研究成果物の削除)

第9条 附属図書館長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、リポジトリに登録された教育・研究成果物を削除することができる。

(1) 登録者から、理由を付して削除の申請があり、関係学部長又は共通教育部長が承認した場合

(2) 登録された教育・研究成果物が、公序良俗に反し、又は内容が学術的観点からみて著しく不適切である等の理由により、学長が削除を決定した場合

2 構成員から要請があったときは、第1項の規定による削除について、協議会で協議を行うものとする。

3 前項による協議が行われた場合、附属図書館長は、協議の結果を尊重して、第1項の規定による削除を行うものとする。

(免責事項)

第10条 本学は、教育・研究成果物の登録、公開又は利用によって発生した損害について、一切責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この指針に定めるもののほか、リポジトリの運用に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この運用指針は、平成26年7月10日から施行する。

附 則（平成27年3月20日）

この運用指針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月15日）

この運用指針は、平成28年1月15日から施行する。

附 則（令和4年2月21日）

この運用指針は、令和4年4月1日から施行する。